

システムリプレースに伴う
外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則等の一部改正について

2020年9月4日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年11月24日に本番稼働を予定している弊社のシステムリプレースにおいて、(1) 制度利用者の利便性・効率性向上のための「システム機能の改善・追加」、(2) 利用頻度等を考慮した「システム機能の廃止」を行うことに伴い、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則」(以下「細則」という。)及び「外国株券等に関する手数料及びその料率」(以下「手数料規則」という。)の一部について改正を行うとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正概要

(1) システム機能の改善・追加

制度利用者の利便性・効率性向上のため、次の対応を行う。

① 振替請求等における請求入力日の柔軟化

非DVP決済の振替請求は、現在、振替日の前営業日に行う「前日振替請求」及び振替日当日に行う「当日振替請求」によることとしているが、振替日の2営業日以前に行う「先日付振替請求」を可能とする。

(細則 第19条、第27条、第36条、別表1、別表3、別表4)

② その他機能の追加

次の機能を追加する。

- ・信託口のキューイング機能

(細則 別表3)

(2) システム機能の廃止

利用頻度が低いもの又は代替手段があるもの等について、次の対応を行う。

① 「区分管理証券」等の廃止

機構加入者の自己口における内訳区分のうち、「区分管理証券」及び「信託表示分」を廃止する。また、「区分管理証券指定・同解除申請」及び「残高保留指定・同解除申請」を廃止する。

(細則 第30条、第31条、第32条、第33条、第36条、別表1、別表4)

② その他機能の廃止

次の機能を廃止する。

- ・制度利用者から機構に対し請求等が行われた内容を訂正する機能

(細則 別表1、別表3)

- ・担保指定証券(相手先指定・株式等)の承認後の取消機能

(細則 第 19 条、第 27 条の 2、別表 1、別表 3、手数料規則)

(3) その他

その他、所要の整備を行う。

(外国株券等の保管及び振替決済に関する規則 第 81 条の 3、細則 第 14 条、別表 1)

3. 施行日

この改正規定は、2020 年 11 月 24 日から施行する。ただし、細則及び手数料規則については、弊社のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると弊社が認める場合には、2020 年 11 月 25 日以後の弊社が定める日から施行する。

以 上